

一般社団法人地盤品質判定士会と 「宅地防災等に関する協定」を締結しました

本市は、専門家と共に土地所有者の皆さまをサポートする体制づくりを行い、災害に強い安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的に、一般社団法人地盤品質判定士会と宅地防災等に関する協定を締結いたしました。

1 協定締結

(1) 締結日 令和3年11月2日(火)

(2) 出席者(代表者のみ)

一般社団法人地盤品質判定士会
理事長 北詰 昌樹 氏

相模原市長 本村 賢太郎



(左)北詰理事長 (右)本村市長
写真撮影時のみ、マスクを外しています。

2 協定締結期間

令和3年11月2日から令和4年3月31日まで
(両者の合意に基づき、以降1年毎に更新します)

3 協定における協力事項

(1) 予防対策

- ア 市民向けの宅地地盤の相談に関すること
- イ 宅地防災に関する普及啓発に関すること

(2) 復旧対策

- ア 災害発生時における宅地地盤の相談に関すること
- イ 災害発生時における宅地地盤の復旧に関すること

(3) その他、両者合意の上、本協定の目的達成に必要と認めること

宅地防災等に関する協定書

相模原市（以下「市」という。）と一般社団法人地盤品質判定士会（以下「判定士会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宅地防災について、市及び判定士会が連携及び協力をするることにより、災害に強い安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）宅地防災 宅地地盤を災害から守ることをいう。
- （2）予防対策 平時における宅地防災に資する対策をいう。
- （3）復旧対策 大規模又は広域的な地震及び風水害等の災害発生時における対策をいう。

（連携及び協力事項）

第3条 市及び判定士会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携及び協力して実施する。

（1）予防対策

- ア 市民向けの宅地地盤の相談に関する事項
- イ 宅地防災に関する普及啓発に関する事項

（2）復旧対策

- ア 災害発生時における宅地地盤の相談に関する事項
- イ 災害発生時における宅地地盤の復旧に関する事項

（3）その他、両者合意の上、第1条の目的達成に必要と認める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に実施するため、市及び判定士会は、当該事項の実施について協議を行うとともに、具体的な実施事項について、両者合意の上、決定する。

（連絡責任者）

第4条 前条の連携及び協力事項を確実に円滑に実施するため、市及び判定士会は、書面により連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に変更等が生じた場合は、市及び判定士会は、相手方に対して書面により速やかに報告を行うものとする。

（協力要請）

第5条 市は、判定士会に対して協力を求める必要があると認めるときは、文書により判定士会に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（経費の負担等）

第6条 前条の規定により、判定士会が市の要請する協力を行う場合は、当該要請の後速やかに協力を要する人員、設備、機器及び市が負担する費用について協議を行い、両者合意の上定めるものとする。

(責任及び損害の負担)

第7条 第3条第1項各号に定める事項の実施に伴い第三者との間に紛争が発生した場合は、市及び判定士会が各々実施したものについては実施者側の責任において処理するものとし、共同で実施したものについては紛争の内容等を勘案し、相互に協議の上誠意をもって処理するものとする。

2 第3条第1項各号に定める事項の実施に伴い、市及び判定士会の責に帰さない理由により第三者に損害が生じた場合、または判定士会の技術者等に損害が生じた場合は、その損害の発生後遅滞無くその状況等を文書により相手方に報告するとともに、市及び判定士会が協議の上その対応を定めるものとする。

(情報保護)

第8条 市及び判定士会は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報(公知の情報を除く。)を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに市又は判定士会のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第10条 市又は判定士会のいずれかがこの協定の変更又は解除を申し出たときは、その都度両者協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、両者協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月2日

相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長 本村 賢太郎

東京都文京区千石4丁目38番2号
一般社団法人地盤品質判定士会
理事長 北詰 昌樹